

## 産業構造審議会 通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会（第24回）

### 議事録

平成29年12月15日（金）13:00～14:00

経済産業省本館2階東6共用会議室

○寺西特殊関税等調査室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより第24回産業構造審議会通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会を開催させていただきます。本日は御多忙のところ御参集いただきましてありがとうございます。

まず初めに、古城先生が退任されておりますので、新たに小委員長が選出されるまでの間、私、特殊関税等調査室長の寺西が司会進行を担当させていただきます。なお、本日は14時までを予定しております。また、本日の会議及び議事録は公開することといたしておりますので、併せてよろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります前に新任の委員の方々がいらっしゃいますので、御紹介させていただきます。

まず、慶應義塾大学商学部教授の安藤光代委員です。

続きまして、一般社団法人日本貿易会常務理事の岩城宏斗司委員です。

それから最後に、長島・大野・常松法律事務所パートナーの服部薫委員です。

なお、貿易経済協力局長の石川ですが、本日は公務のため遅れてまいりますので、その旨御了承ください。

それでは、最初の議題として、小委員長の選出を行いたいと思います。産業構造審議会運営規程第13条第3項においては、小委員会の委員長選出は委員の互選によるものとされております。小委員長をお務めいただきたい方について、どなたか御意見ございましたらお願いたします。

中谷委員。

○中谷委員　国際経済法に大変深い御見識をお持ちの川瀬委員が適任であると思います。

○寺西特殊関税等調査室長　ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、特に御異論が無いようですので、皆様の互選により、川瀬委員が小委員長に

選出されました。川瀬委員長、小委員長席にお移りいただきますとともに、一言御挨拶を  
いただいて、その後の議事進行をお願いできればと思います。

○川瀬委員長 図らずもこのたび古城先生の後を受けまして、小委員長を拝命いたしま  
した上智大学の川瀬でございます。この分野におきましては、大変御経験豊かな他の委員  
の皆様方を差しおいて大変僭越ではございますが、敬愛する学会の大先輩の中谷先生から  
ご推挙を賜りました手前、謹んでお受け申し上げたいと思います。何分にも力不足ではご  
ざいますが、皆様の御指導、御協力を得ながら鋭意務めさせていただきたいと存じます。

思い返しますと、2010年にこの小委員会に初めて御指名をいただきました際には、東大  
の小寺彰先生がこの委員長職をお務めでいらっしゃいました。小寺先生は、WTOの発足  
後20年にわたり日本の国際経済の研究をリードされてこられたわけですが、志半ばで病に  
倒れられ、2014年には本小委員会委員長を在職のまま、ついに帰らぬ人となられたわけ  
でございます。当小委員会が所管する貿易救済制度の分野でも、当委員会並びに財務省の関  
税・外為審の中心的なメンバーとして活躍され、また2011年の制度改正では、大変指導的  
な役割を果たされたことは皆様も御案内のとおりでございます。

若輩の私が小寺先生のお仕事ぶりに到底及ぶものではございませんが、この職を受け継  
いだ者として、先生の御意思を継ぎ、日本の貿易救済制度の発展と制度利用の活性化に微  
力ながら貢献することをお誓い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。どうかよろ  
しくお願い申し上げます。

それでは、議事次第に従いまして本日の議事をとり進めてまいりたいと存じます。まず  
「高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査の結果に  
ついて」、事務局から御説明をお願い申し上げます。岩崎素材産業課企画官から御説明いた  
だくことになっております。よろしく申し上げます。

○岩崎素材産業課企画官 素材産業課の岩崎でございます。資料2-1に沿って御説明さ  
せていただきたいと思います。資料2-1を御覧いただきたいと思います。

まず、1ページを御覧いただきたいと思います。最初に、高重合度ポリエチレンテレフ  
タレート樹脂について簡単に御説明させていただきたいと思います。ページ中央に対象物  
質の写真、製造フローを簡単に記載しております。プラスチックの一部でございますので、  
原料は、原油の精製されたナフサから、化学工場において幾つかの分解工程を経まして取  
り出された固体状のテレフタル酸、または液体状のエチレングリコールの2つの物質が主  
成分となっております。この2つの物質に幾つかの触媒の物質を加えまして、反応器の中

で加熱しながら混ぜ合わせる熔融重合という方法ですけれども、それと乾燥状態の物質に不活性の窒素ガスなどを吹きつけて固相重合という方法もございますが、いずれも二百数十度の高温とか真空状態による化学反応の処理過程を経まして、高重合度のPET樹脂を製造いたします。

資料の写真ではちょっと分かりづらいのですが、熔融重合された左側のペレットは透明になっております。固相重合された右側のペレットは白色状態になります。

今回の対象物質でございますが、PET樹脂と呼ばれまして、市場取引、流通されているものですが、このうち1gにつき0.7dl以上の固相重合された高重合度の樹脂が対象でございます。

具体的な用途は、街中でよく見かけます様々な形のペットボトル、今日もテーブルの上でございますが、こういうペットボトルや、業務用の包装や梱包用のシートに加工されてまいります。

国内の製造事業者でございますが、現在、三井化学(株)、三菱ケミカルグループなど、記載の8社・グループを確認しております。国内で生成を行っております。なお、記載の事業者には、使用済みのペットボトルをリサイクルした再生樹脂を活用して、今回の高重合度PET樹脂を製造している事業者も含まれております。

2 ページに移ります。高重合度PET樹脂の輸入推移でございますが、中国からの輸入量は、記載の3年分だけでも年々約20%前後の割合で増加しており、2016年度に約42万トンに達しております。

3 ページ目にお進みいただきたいと思っております。国別の輸入量を記載しております。中国からの輸入量が最も多く、直近の2017年の1月から8月で約32万4,000トンに達しております。そして、全体の5割以上、約52%に達しております。その後9月、10月の合計では全体の8%、1割まで下回っております。

最後に4ページでございますが、まとめになります。高重合度PET樹脂は、主に飲料用のペットボトル等に使用されている樹脂材料でございます。本年9月以降に中国からの高重合度PET樹脂の輸入量は減少しております。暫定措置の効果が見受けられます。アンチダンピング関税はルールに違反する貿易に対抗するため、各加盟国にWTO協定上認められた措置でございます。引き続き、中国からの安価な貨物の輸入が本邦産業に悪影響を及ぼさないよう、確定措置の発動による保護の必要があると考えております。

私の方からは以上でございます。

○川瀬委員長 岩崎企画官、ありがとうございました。

それでは、寺西特殊関税等調査室長から調査概要について御説明いただきます。

○寺西特殊関税等調査室長 調査の結果について御説明させていただきます。資料 2-2 を御覧ください。

まず1ページですが、調査の概要についてです。調査対象貨物は、先ほど素材産業課の方から御説明申し上げましたとおり、高重合度ポチエチレンテレフタレートになります。調査の対象になった期間ですが、不当廉売輸入の事実については、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで1年間の取引を対象にしています。一方で、損害の事実については、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間を対象にしました。調査対象国は中国です。

2ページに行っていました、不当廉売関税の課税要件ですが、不当廉売貨物の輸入の事実があること、それによる本邦産業への実質的な損害の事実があること、本邦産業の保護の必要があること、ということになります。

それから、下の参考部分のこれまでの調査の経緯についてですけれども、昨年9月6日に、三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマーの4社から連名で、不当廉売関税の課税申請がございまして、この申請を受けて昨年9月30日、財務省と経済産業省の両当局で調査を開始しております。

調査開始とともに、利害関係者等へ質問状を送付しまして、調査に必要な情報、証拠を提出いただくようお願いしております。

その結果、集められた様々な情報や証拠を踏まえて、本年3月から4月に本邦の生産者1グループ、それから海外の供給者3者、さらに今回中国が対象だったこともありまして、代替国の生産者で協力してくれた企業のところに現地調査を行っています。

これらの調査結果を踏まえて、本年8月4日、ダンピングの事実、本邦産業における損害の事実、業者の間の因果関係が推定できるということで、仮決定を行っています。

この仮決定を受けて、本年9月2日に暫定措置の発動を行いまして、この期間は4か月ですけれども、現在も課税が続いている状況にございます。

それから、中間報告書に対する反論、再反論を受けて、当局でもう一度証拠を確認し、反論、再反論に対する当局の見解をとりまとめて、最終決定の原案に当たる重要事実を9月29日に利害関係者に開示し、さらに反論、再反論に付しております。ただ、いずれの反論も事実誤認であるとか、根拠がないものでしたので、結果的に仮決定時の調査当局の判

断を覆すものではありませんでした。

なお、重要事実の開示の前に、調査期間がほぼ1年になってしまったので、9月27日付で調査期間の延長を行っております。

それから、2度目の反論、再反論に対してとりまとめた当局の見解を含めて、最終報告書を作成しております。本日お見せしている資料の中で2-3となっているものです。

それから最後、価格約束ですが、制度上、海外の供給者と日本政府との間で、一定の最低輸出価格に合意し、その輸出価格を守るという前提で課税しないことを認めるということもできることになっています。

今回の調査では、重要事実の開示の後、海外供給者の方から価格約束の申し出が行われました。この申し出が行われてからすぐに、本邦生産者が意見を述べる機会を1週間設けています。

次に3ページに行っていただければと思います。こちらは反論、再反論のプロセスで出てきた利害関係者からの意見についてですが、まず申請者の方々からは、調査当局の判断を支持する内容の意見が寄せられております。

一方で海外供給者、輸入者の方々からは、市場経済条件の浸透の事実に関する結論とか、分析方法がおかしいとか、それから代替国正常価格や輸出価格の算定方法がおかしいとか、同種の貨物性がないのではないかというような幅広い反論が寄せられました。ただ、先ほど申し上げたとおりですが、調査当局の事実認定とか判断を変える必要のあるものはございませんでした。

4ページに行っていだきまして、価格約束です。不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインに、約束の申し出に盛り込まれるべきことが列挙されております。そして、その要件に該当しているかどうかを調査当局の方で評価したのですが、最終的にはこれらの要件は満たさないということで、当該約束の申し出は受諾しないという判断に至っております。価格約束は行わずに、課税の方を行うことになったということになります。

5ページに行っていだきまして、不当廉売された貨物の輸入の事実についてです。正常価格の方ですが、中国については、市場経済条件が浸透している事実が確認できなかったために、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の企業の価格情報等を用いて算出しております。

輸出価格の方は、サンプリングした4者の本邦向け輸出取引の中で、調査当局で検証できたものと、知ることができた事実に基づいて認定しています。これらの情報からダンピ

ングマージンを算出してみたところ、供給者によって差はありますが、40.41%から53.85%という結果が出ております。

次に6ページです。本邦産業に与えた損害の事実についてです。表3をご覧いただきたいと思いますが、調査対象期間を通じて、まず国内需要は5%ほど拡大しております。その間、中国からの輸入量は4割以上ふえておりますが、国産品の販売量は2割以上減っていて、それに伴って市場占拠率も下がっています。価格についても、中国産の販売価格は国産品の販売価格を常に下回っておりまして、いわゆる著しいプライスアンダーカッティングが認められた状況にありました。

同時に、安値の中国産品が入ってきた影響で国産品の方も値下がりをして、期間中、実は原材料である石油価格製品は値下がりをしていたので、国産品の製造原価が抑制できたはずであるにもかかわらず、本邦の産業が利益を確保することができませんでした。

また、調査対象期間中で、中国からの不当廉売輸入以外に本邦産業に影響を与えた可能性のある要因は特に認められませんでした。

最後に7ページですけれども、以上これらの結果を踏まえて、我々としてはダンピングの事実、本邦産業への損害の事実、そして両者の間に因果関係が認められるということで、本邦の産業は不公正な貿易取引により損害を受けている状況にあって、不当廉売関税をWTO協定、それから国内法令が定める5年間賦課することが適当ではないかと考えました。

ちょうど昨日、財務省の関税・外為審特殊関税部会が開かれまして、この対象貨物に対して、39.8%から53%の不当廉売関税が課されることについての諮問・答申が行われたところです。

私からの説明は以上です。

○川瀬委員長　それでは、これまでの御説明に対して質疑応答に入りたいと思います。御発言がございます委員の方は、恐れ入りますが名札を立てて御発言の御意思をお示しいただければ幸いに存じます。

それでは、千原委員からどうぞ。

○千原委員　今の御説明の中で、利害関係者の方々に質問状をお送りして色々ヒアリングされたというふうにあったのですけれども、この材料を使ってペットボトルとかをつくられている企業の方、すなわち安い材料を使って得をされている方にも意見を聞かれたのでしょうか。その方々の意見はどういうふうに関税の決定に反映されたのでしょうか。お願いします。

○寺西特殊関税等調査室長　　ありがとうございます。いわゆる飲料用ボトルのメーカーとか産業上の使用者にも、もちろん質問状等お送りしておりますし、あと意見を表明する機会がございますので、そちらに御希望があれば、出していただくようなことをお願いしております。具体的には報告書の方には書いてあるのですけれども、あと輸入者ですかね、産業上の使用者と輸入者の方々に同じように、証拠を求めたり意見提出を求めたりということはしておりまして、具体的な調査結果は報告書の方に書いてございます。

あと反論の機会も、利害関係者は同様に意見を提出することができるようになっておりまして、皆様方からの意見をいただいて、そちらも報告書の方に反映しています。特に反論の方については、これも報告書に書いてあるのですけれども、先ほど申し上げたとおり、調査当局の判断を揺るがすような、仮決定時の判断内容を変えるようなものではなかったと。基本的に事実誤認か、もしくは根拠がないものであったと判断されたので、報告書ではそういった反論があったということは記載しておりますけれども、当局の判断の方には影響しない旨記載しております。

○川瀬委員長　　他の委員の皆様はいかがですか。

それでは特にご質問、ご意見等ございませんようですので、次の議題に移らせていただきたいと存じます。

引き続き、「炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る不当廉売関税の課税に関する調査について」、事務局からご説明をお願いいたします。最初に岡本素形材産業室長から御説明を賜ります。よろしくをお願いいたします。

○岡本素形材産業室長　　製造局素形材産業室の岡本と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。それでは座って御説明させていただきます。

資料3-1になります。右下のスライド番号の1をご覧くださいければと思います。鉄鋼製継手についてと記載がございます。鉄鋼製継手というのは、2つ以上の鋼管、いわゆるパイプをつなぎ合わせる鉄鋼製の継手、部材のことを申しております。その用途としては、例えば化学プラント、発電所、製油所等で使用されておりまして、また、中を流れる内部流体、例えば蒸気が流れるのか、それとも液体水素が流れるのか、そういった内部流体の中身に応じまして、その化学成分、材質、強度の品質が要求されるものでございます。

そこに写真を2枚張りつけておりますが、左側が突合せ溶接式継手と呼ばれているものでございます。右側がフランジと呼ばれているものでございまして、真ん中に大きな穴があいておりますが、ここに配管を通して、そして2つの配管をつなぎ合わせるわけです。

小さな穴が幾つかあいているかと思いますが、フランジを2枚向かい合わせでつないで、ボルトで締めるというものでございます。

今日は、その左側の写真にあります突合せ溶接式継手のサンプルをお持ちしております。今御覧いただいているものがサンプルでございます。

資料の右側を御覧いただければと思います。その鉄鋼製継手の分類でございます。3つに分かれまして、鋳造継手、ステンレス鋼製継手、その他の継手とございます。この3分類は端的に申し上げますと、継手の素材で分かれております。今回アンチダンピング調査の対象となりました炭素鋼製溶接式継手と申しますのは、その黄色の部分に該当するものでございます。

また、左側に、御参考までに主なメーカーを記載しております。

スライドの2を御覧ください。炭素鋼製突合せ溶接式継手についてと記載がございます。この炭素鋼製突合せ溶接式継手と申しますのは、溶接によって、鋼管と接続する継手を申しております、炭素鋼製のものと、その他合金鋼製のものというものが存在いたします。炭素鋼製のものを今申し上げた名称で呼んでいるというものでございます。継手の形状は、目的に応じて、エルボ型とか、T型とか、そこに写真と表と絵を張りつけておりますが、色々な目的に応じて分類されているところでございます。

スライドの3を御覧ください。鉄鋼製突合せ溶接式継手の輸入状況と記載がございます。右上に円グラフがございます。これは2017年1月から10月の国別輸入数量の割合を示したものでございます。赤色が韓国、黄色が中国、青がベトナム、緑がタイ、水色がその他となっております。

左側のポツの表現に飛びますが、タイ及びベトナムからの輸入貨物は日系企業により生産されたものでございます。日系企業が生産した製品を除きますと、韓国及び中国からの輸入が大宗を占めておりまして、特に2010年以降は中国からの輸入が増加傾向にございます。先ほど御説明しましたが、この継手の用途先は化学プラントのような大型の設備になるわけでございますが、そういったところは特に毎年たくさんプラントができるわけではございませんので、メンテナンスで取り換え需要が発生するのが主な需要先になるわけです。そういったことから需要量はほぼ一定の中、韓国、中国からの安価な貨物の輸入が本邦産業に悪影響を及ぼしておりまして、暫定措置の早期発動による保護の必要があるというのが調査の起源になっております。

私からは以上でございます。

○川瀬委員長　　ありがとうございました。

それでは、調査結果概要について寺西特殊関税等調査室長から御説明をお願いします。

○寺西特殊関税等調査室長　　では、調査結果について御説明させていただきます。資料3-2を御覧ください。1ページです。

まず、調査の概要についてです。調査対象貨物は、素形材室から御説明を申し上げましたとおり、炭素鋼製突合せ溶接式継手になります。調査の対象になった期間ですが、不当廉売輸入の事実については、平成27年10月1日から平成28年9月30日まで1年間の取引を対象にしております。一方、損害の事実については、平成25年1月1日から平成28年9月30日までの間を対象にしました。調査対象国は、韓国、中国になります。

次に2ページですが、調査の経緯についてです。本年3月6日、ベンカン機工、日本ベンド、古林工業の3社から連名で不当廉売関税の課税申請がございまして、この申請を受けて、3月31日に財務省と経済産業省の両当局で調査を開始しております。なお、こうした中小企業による、また鉄鋼分野でのAD調査の開始は、我が国では初めてということになります。

調査開始とともに、利害関係者等の方々に質問状を送付しまして、調査に必要な情報、証拠を提出するようお願いしております。結果、集められた様々な情報、証拠を踏まえて、本年10月には本邦の生産者1者、それから海外の供給者1者に現地調査を行っております。これら調査結果を踏まえて、今月8日、ダンピングの事実、本邦産業における損害の事実、両者間の因果関係が推定できるということで、仮決定を行ったところです。

3ページです。今回、本調査に協力するか否かを確認するための確認票は、韓国の供給者19者、中国の供給者7者等に送付しております。韓国の供給者の中で、7者から調査に協力するとの回答をいただきましたけれども、中国の供給者については、どなたからも協力が得られませんでした。

4ページです。不当廉売された貨物の輸入の事実についてです。韓国の供給者について、まずは泰光という企業がございしますが、輸出価格、正常価格については、こちらの企業が出してきた証拠の正確性は確認できたので、彼らの回答を用いて算出しております。結果、ダンピングマージンは43.51%になっております。韓国のその他の供給者については、調査当局が求める必要とする情報が提供されなかったため、知ることができた事実に基づいて、73.51%のダンピングマージンを算定しております。

次に中国の供給者ですが、先ほど申し上げましたとおり今回全く非協力だったため、当

該産業において市場経済条件が浸透しているか否かについて質問状にも回答がなく、市場経済条件の浸透の事実は確認できなかったということで、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の企業の価格情報等を用いて、正常価格を算出させていただいております。輸出価格については、質問状を送付したものの証拠と協力が得られなかったということで、調査当局が知ることができた事実によって認定を行っております。これらの情報からダンピングマージンを算出した結果、60.84%という結果になっております。

5 ページですが、損害の事実についてです。表 3 を御覧ください。まず調査対象期間を通じて、国内需要量はほぼ横ばいでした。そうした中で中・韓品の輸入量と市場占拠率は増加傾向にあった。一方で、国産品の国内販売量、市場占拠率については減少傾向にございました。価格については、中・韓品の販売価格は国産品の販売価格を常に下回っていて、いわゆる著しいプライスアンダーカッティングが認められる状況にございました。

平成 26 年に、本邦産業が製造原価の上昇を価格に転嫁したところ、中・韓品の輸入量が急増してシェアを奪われまして、国産品の販売量は低下しました。平成 27 年は国産品の販売価格を低下させて、販売量のさらなる低下は認められませんでした。平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月の最後の期間では、中・韓品の価格低下を受けて国産品の販売価格も著しく引き下げられて、国内販売量の低下の影響とあわせて、本邦産業の売上が大きく減少するに至っております。

営業利益ですが、平成 26 年は一時的な理由で増加しましたが、平成 27 年以降は、原材料費が上昇していたにもかかわらず国産品の販売価格が下落した結果、下落に転じております。特に最後の平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月の期間は、安価な中・韓品の販売価格のさらなる低下を受けて、国産品の国内販売価格と国内販売量が低下した結果、営業利益はざっくりとマイナスに転じています。

また、調査対象期間中で、中・韓からの不当廉売輸入以外に本邦産業に影響を与えた可能性のある要因は、特に認められませんでした。

最後に 6 ページですが、今回は仮決定の後、中間報告段階でして、今後も引き続き調査は進めてまいります。ただ、現時点で我々としてはダンピングの事実、本邦産業への損害の事実、両者の間に因果関係が認められるということで、本邦の産業は不公正な貿易取引により損害を受けている状況にあって、暫定的な不当廉売関税を協定と国内法令が認める 4 カ月間賦課することが適当ではないかと考えました。こちら昨日の財務省の特殊関税部会の方で、具体的に 41.8%から 69.2%の不当廉売関税率を課することについて諮問・答

申が行われました。

調査の詳細は、資料 3-3 の中間報告書にまとめております。

私からの説明は以上です。

○川瀬委員長 寺西室長、どうもありがとうございました。

それでは先ほどと同じように御質問、コメント等がおありでしたら、前の名札を立ててお示しいただきたいと思えます。

それでは中谷委員から、続きまして千原委員、どうぞよろしく申し上げます。

○中谷委員 ありがとうございます。今回、鉄鋼分野において、中小企業のみで初めて申請がなされたということが多としたいと思います。正当な申請を行うということは、当該企業や当該業界の利益に資するのみならず、公正な貿易秩序を維持・回復するためのまさに公益に資する行動であるということになりますので、今後とも大企業、中小企業問わず積極的に正当な申請であれば、正当な申請をしていただくことが望ましいと考えております。

○川瀬委員長 ありがとうございます。

それでは、千原委員お願いいたします。

○千原委員 1 つ質問ですが、今回、ベトナム、タイの日系企業からの輸入量も多いというグラフですが、これは日本で訴えを出した企業の現地法人からの輸入というものなのでしょうか。

○寺西特殊関税等調査室長 ありがとうございます。仰るとおり、基本的に本邦の生産者等の現地子会社、関連会社ということになります。

○千原委員 そこからの価格というのは全然問題ないのでしょうか。

○寺西特殊関税等調査室長 ありがとうございます。まず価格ですが、今回は第三国品、特にタイ、ベトナムだと思えますが、こちらの販売価格は、調査対象期間を通じて、基本的に今問題になっている中・韓品の販売価格を上回っておりました。かつ、それらの第三国品と国産品の価格は、同一品種で概ね同等であることを調査の中で確認しております。元々炭素鋼継手というのは、特に原産国が異なる製品の間でも高い代替性が存在するもので、産業上の使用者においても、価格が最もと言っていいぐらい重視されるというものです。よって、そういった価格の動きから、第三国品が国産品の価格低下による本邦産業の損害をもたらした要因ではないというふうに調査の中で結論づけております。

○川瀬委員長 千原委員、よろしいでしょうか。

それでは、先に名札が挙がっております安藤委員から。

○安藤委員　ありがとうございます。今、千原委員の方から質問があった点とほとんど同じところで私もちょっと気になったことがあります。資料をいただく際に、こういう情報もあったらいいのかなと思ったことです。資料 3-1 の国別輸入数量の割合が入っている 3 ページですが、重量と金額が出ています。本文には「韓国・中国からの安価な貨物の輸入が本邦産業に悪影響を及ぼしており」と書いてありますが、この重量と金額だけのグラフを見ても、それが安価なのかというのが我々としては確認できません。(輸入割合の大きい)タイ、ベトナムからの輸入貨物は日系企業により生産されたものだと書いてあるため、品質が違うのではないかと思ったのですが、先ほどの話ですと、品質にはそんなに差はないとのことでした。ざっくりとした平均でしか出せませんが、一応、数量と金額のデータがあれば単価が出せるはずですが、同じグラフの中でそのような単価の情報があると、本当に中国、韓国からの輸入が安価で問題なのかがわかりやすいですし、品質の差もそれほどないと考えられるというような何か補完的な情報もつけ加えていただけると、それが本当に品質の差による価格差ではなくて、安価な部分が影響を与えているという話につながっていくと思います。それがないと、タイ、ベトナムの方が輸入割合が大きいのにそこは問題なくて、中国、韓国からの輸入が安価で問題だといわれても、納得しづらいので、そういう情報もあったらいいのではないかと思います。

以上です。

○寺西特殊関税等調査室長　ありがとうございます。今回は全体の平均単価も別途報告書で出しておりまして、そちらについてもプライスアンダーカッティングの事実が認められています。ただ、御指摘のとおりすごくプロダクトミックスといいますか、例えば形状であったり、原材料であったり、ものすごく細かく品種が分かれていく部分もございます。我々としては、同一品種においてという話を既に先ほどしてしまったのですが、さらに同一品種で比べられるものについて比べてみたところでも、全体の平均価格と同じような傾向が認められたという形で結論づけております。

○川瀬委員長　ありがとうございました。

木村委員お願いいたします。

○木村委員　正常価格についてですが、この 5 ページ目で、市場経済の条件が浸透している事実が確認できなかったことから、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の企業の価格情報とあります。今回の場合、この価格情報は日系の企業さんから来たもの

ですか。というか、これはかなりずらっとリストが並んでいて、上の方からとれる順にや  
っていくのだと思いますが、とれない場合、各国の協力が全く得られない場合、どうい  
ふにするのかなと思ったのが根本的疑問なのです。今回の場合、どこかで大抵の場合い  
ろいろな国で日系の企業さんもあるでしょうから、最小限の協力は得られるとは思ってい  
るのですが、理屈上はどうなのかということでお聞きしたかったということです。

○寺西特殊関税等調査室長 ありがとうございます。調査によってケースバイケースに  
なりますが、今回の2件の場合、まずP E Tの調査の場合は、タイにある日系企業の価格  
を使っておりますが、継手の方はそうではないというのが今回の結果です。確かに代替国  
の協力企業にも、海外供給者に対して求めるのと同じレベルの1年分の取引情報を求める  
のですが、そこは代替国の場合はボランティアになるので、皆さんから協力が得られるわ  
けではないというのが実情です。そうした中で協力が得られた企業で、調査対象国と経済  
発展レベルが近い国から順に当たるところの情報を使っていくのが今の調査のやり方です。  
ご案内かと思いますが、最下位のところに日本が大体あるわけです。その企業さんから  
何らか得られる情報を使うというのが、日本以外の国から協力が得られなかった場合の想  
定される手順かと思います。

○木村委員 それは要するに正規のやり方なのですね。問題ないですね。

○寺西特殊関税等調査室長 そのように理解しております。

○川瀬委員長 他の委員の方、よろしいでしょうか。

鍵山委員どうぞ。

○鍵山委員 コメントだけになってしまうのですが、かつて我々の化繊業界としても、  
ポリエステルについてアンチダンピングを提訴したという経験がございます。その際は申  
請から措置発動まで、途中で調査の延長もありまして、約1年半かかったという経緯があ  
ります。その間、ダンピングの調査は開始しているものの、安値の輸入が続いてきたとい  
うことでシェアを大分とられてしまったという経験があります。実際に発動した後もなか  
なか国産品が取り戻せず、第三国産に置き換わってしまったという経験があったことから  
考えますと、今回の2つの措置をご紹介いただきましたが、ともに調査開始から8カ月と  
か非常に短期間で暫定措置を出していただいたということは、当局の方の努力に感謝す  
るとともに、特に中小企業の方、素材に関わる人というのは価格に厳しいと感じておりま  
すので、そういう人からみるとダンピングの活用のメリットというのは、今回感じていた  
だいているのではないかということの特を特に思った次第であります。コメントだけですけれ

ども、一言述べさせていただきます。

以上です。

○川瀬委員長　　ありがとうございました。

他に御発言、御質問ございませんでしょうか。

なければ、1 つよろしいですか。当局に対して、ということではなくて、先ほど千原委員と安藤委員から御質問があった点に補足させていただきたいと思います。1 つは、ダンピングの調査対象物品について国産品の価格比較や損害のデータをとるときに、グレードの違いの問題は当然あると思うのですが、この5年ぐらいのWTO上級委員会の判断の中で、グレードをきちんと合わせた比較やデータの検討をやらないと、これは即座にダンピング協定違反をとられるということは、かなり明確に先例が積み重なっております。当局はその部分については十分に研究されて、それに沿った形で調査されたものと確信しております。私は別に当局の「回し者」でも何でもないので、一応専門家としてこの点につき補足させていただきます。

2 つ目は、千原委員のご質問の中にありましたが、ベトナムや調査対象外の国が多いのではないかというお話だったと思います。調査対象外の国も、不帰責分析規則(non-attribution rule)という規律がダンピング協定の中にきちんと定められておまして、ダンピング調査対象以外の輸入が損害に効いていないかどうかということについては、かなり厳密な峻別を求められるということは以前から判例上かなり確定をしておりますので、この点についても日本の当局は大変慎重ですので、こういうところではつまずくということはないと私は確信しておりますが、大丈夫でしょうか。

○寺西特殊関税等調査室長　　はい。

○川瀬委員長　　ということでございます。

他に何か御質問、コメントございますか。

なければ、先ほど遅れて御到着になりました石川貿易経済協力局長より一言御挨拶を賜りたいと存じます。石川局長よろしくお願いたします。

○石川貿易経済協力局長　　ただいま御紹介いただきました貿易経済協力局長の石川でございます。国会の関係がありまして、遅れて参りまして誠に申しわけございません。

本日は大変お忙しい中、この特殊貿易に関する小委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。もう御議論があったところでございますので繰り返しませんけれども、PET、継手の関係で御審議をいただいておりますので誠にありがとうございます。改

めてこの場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

政策的なことについて一言だけ申しますと、今新聞などでも、WTOについては、閣僚会議があったのだけれども宣言が出なかったとか、そういったような残念なニュースがある一方で、実務的にみますと、特にエンフォースメントの部分については、むしろ今まで以上に存在感といいますか、WTOの重要性が増しているというふうに私自身も感じております。

具体的には、言うまでもなく中国なども含めまして過剰生産ということで、ダンピングと疑われるような輸出が増えてきているという事情があって、各国がWTOルールに基づくADとかCVDといったような措置をとるというケースが非常に増えております。色々貿易攪乱的だと言われる中国についても、WTOルールに則ってやるのだということをおそらくはっきり言っているということでありまして、そういう意味では日本として今まで以上にWTOルールに基づくエンフォースメントを活用して、フェアに適正な貿易を実現していくということが是非とも必要だと思っております。

WTOは、やや少し疑問を呈するような発言をするアメリカの動きもございますけれども、他方アメリカをみても、今年に入りましてADを非常に多数打っているということでありまして、スーパー301みたいなものもありますけれども、ADも随分使っていて、エンフォースメントをやるのであれば、WTOルールに基づいてADなどを活用し、疑義があればジュネーブでDispute Settlementのルールを使って議論するということが、やはり国際的な適正貿易、自由貿易を実現する上で一番重要な道筋ではないかということをお改めて私どもとしても感じているところでございます。

そういう意味では、こういった形で本日2つの案件について御審議いただきましたことを大変ありがたく思っております。またこの重要性は非常に高いと思っております。今後、日本としてもこういった措置を活用していきますと、また日本自身がジュネーブで協議を提起される側に回る可能性もございますけれども、それもまたWTO上の当然のやりとりということになりますので、そういったものも含めまして引き続き、今日お集まりの皆様方、専門家、有識者の方々の御意見を是非いただきながら、しっかり適切にかつフェアに手続を進めてまいりたいと思っております。引き続き御指導いただければと思っております。ありがとうございます。

○川瀬委員長 石川局長、ありがとうございました。

今回の議事については、中小企業の申請も初めて、それから鉄鋼製品も初めてですか。

○寺西特殊関税等調査室長 はい。

○川瀬委員長 私の記憶している限りで申し上げますと、暫定と確定ですけれども、1回の委員会で2件の措置が同時に付議されたというのは、これも初めての経験であろうかと思えます。先ほど中谷委員、それから鍵山委員より、中小企業にも制度としての使い勝手のよさというか、有効性を認識していただけるのではないかというご発言がありましたけれども、こういう形でこの制度が活況を呈して利用されることを願ってやみません。11月に企業向けのセミナーを三田の共用会議所で経産省が開催し、私も参加させていただいたのですが、産業界、それからこの委員会にも長島・大野・常松法律事務所から服部先生にも御参加いただいておりますが、実務法曹界にもこういう制度があるのだということをもう少し広く周知して、皆様に活用していただきたいと願っておる次第でございます。

本日は、P E Tに係る不当廉売関税の課税に関する調査の結果をご審議いただくとともに、炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る不当廉売関税の課税に係る調査について、ご報告をいただきました。今後も、アンチダンピングや相殺関税措置等につき、時期を捉えて、本委員会で議論させていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

なお、本日の小委員会の議事録につきましては、作成次第、御確認をお願いさせていただきますので、御協力をお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多用のところ誠にありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。

—了—